

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 21 日

警察庁長官官房教養厚生課長 殿
警察庁刑事局捜査第一課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの
設置及び警察との連携について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和 2 年 6 月 11 日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（令和 3 年 3 月 26 日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議）」に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の 24 時間 365 日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、夜間休日に対応できるコールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置するため準備を進めてまいりました。

この度、下記のとおり、コールセンターを設置、開設いたしますので、御報告いたします。今後、コールセンターで受けた相談について、夜間休日に、都道府県警察への御対応をお願いすることも想定されますので、格段の御配慮をいただけますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 コールセンターの開設日時
令和 3 年 10 月 1 日（金）17 時
- 2 コールセンターの運営時間
月曜日から金曜日：毎日 17 時から翌日 10 時まで
土曜日、日曜日：土曜日 10 時から月曜日の 10 時まで
国民の祝日：10 時から翌日 10 時まで
年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）：12 月 29 日 10 時から 1 月 4 日の 10 時まで

3 コールセンターを利用する道府県

(1) 10月1日からコールセンターを利用する県(20県)

青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、山梨県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 11月1日からコールセンターを利用する道府県(7道府県)

北海道、岩手県、福島県、栃木県、京都府、奈良県、和歌山県

4 警察との連携について

(1) 被害直後及び緊急的な対応が必要な場合

相談者が被害に遭った直後である場合や相談者やその家族等の生命身体に危害が及ぶ可能性がある場合などには、相談者から速やかに110番通報することを強く求めるほか、相談者自身が110番通報することが困難であると認められる場合には、コールセンターから相談者の居場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話に電話するなどにより、相談者の安全確保を最優先にした対応を行いますので、御協力をお願いいたします。

(2) 緊急の対応は要しないものの、相談者が警察への相談を希望する場合

上記のような緊急の対応は要しないと認められるものの、相談者が被害に遭ったことなどについて、警察にも相談したい旨を申し出た場合等は、原則として相談者の相談時の居場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話にコールセンターから連絡し、警察から相談者に対して連絡していただけるよう依頼させていただきますので、御協力をお願いいたします。

なお、この場合、相談者に対し、都道府県警察から連絡がなされるのは翌日以降になる可能性があることを伝達することとします。

(3) コールセンターで受けた相談について、警察へ対応の依頼をする際は、相談に係る以下の情報について、③及び④については相談者等に警察に情報提供することの同意を得た上で情報提供するので、御対応の程、よろしくをお願いいたします。

①コールセンター相談員氏名及び連絡先電話番号

②相談受付日時

③相談者の氏名、性別、年齢又は生年月日、住所(被害者の通報時の居場所が住所と異なる場合は当該場所の住所)、警察から相談者に連絡するための電話番号

④相談内容

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、村山、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (内線 37551)

E-mail : g. sa. j8t@cao. go. jp